

# 「令和6年 改正建築物省エネ法・建築基準法」

## の改正法制度講習会の開催案内について

### 1 研修概要

2025年4月1日以降の着工する住宅・建築物から、確認申請の対象となる建築物等の規模の見直し、及び原則全ての建築物の新築・増改築時における省エネ基準への適合義務化が開始されます。

(公社)岐阜県建築士会では、設計者・施工者向けに令和4年改正法の内容を説明する講習会を県内2カ所にて実施しますので、多数の参加をお願い申し上げます。

使用するテキストは【建築基準法】申請・審査マニュアル、【建築物省エネ法】省エネ技術解説テキストを使用します。(2023年度版を配布予定)

### 2 対象者

建築設計の実務を行う建築士の方・建設事業者の方等どなたでも受講できます。

### 3 開催日・会場

開催日(時間)	会場
令和6年11月22日(金) 時間:14:00~17:00	パロー文化ホール多治見市文化会館(大会議室) (多治見市十九田町2丁目8番地) TEL 0572-23-2600 定員:40名 申込期限:令和6年11月20日(水)
令和6年12月4日(水) 時間:14:00~17:00	OKBふれあい会館14階 展望レセプションルーム (岐阜市藪田南5丁目14-53) TEL 058-277-1110 定員:40名 申込期限:令和6年12月2日(月)

○受付時間 : 13時30分

○受講料 : 建築士会会員 無料、非会員 1,000円(税込み)

○CPD対象講習会です。(3単位)

### 4 研修カリキュラム

時間	時間数	セミナー内容	講師
14:00~15:15	1時間15分	改正建築基準法 「申請・審査マニュアル」テキストによる説明	(公社)岐阜県建築士会 事業研修副委員長 松岡 孝宏
休憩 15分 15:15~15:30			
15:30~16:45	1時間15分	改正省エネ法 「省エネ技術解説」テキストによる説明	(公社)岐阜県建築士会 事業研修委員長 河尻 知己

※使用テキストは(講習会の受講者に配布予定)

#### 主催及びお申込み先・問い合わせ先

主催:(公社)岐阜県建築士会 事業研修委員会

〒500-8384 岐阜市藪田南5丁目14番12号 岐阜県シンクタンク庁舎4階 TEL058-215-9361

※お申込は、裏面にて必要事項をご記入の上 FAX 又はメールにてお申込み下さい。

別紙

申込先：（公社）岐阜県建築士会事務局 宛

FAX 番号 058-215-9367 E-mail [info@gifukenchikushikai.or.jp](mailto:info@gifukenchikushikai.or.jp)

※各会場の受付期間までに、FAX 又はメールにてお申し込みください。

「令和 6 年 改正建築物省エネ法・建築基準法」  
講習会参加申込書

※受付 No \_\_\_\_\_ 番

申込日：令和 年 月 日

希望受講会場いずれかに○をして下さい。

① バロー文化ホール（多治見市文化会館）	② OKB ふれあい会館
日時：令和 6 年 11 月 22 日（金）14:00～17:00	日時：令和 6 年 12 月 4 日（水）14:00～17:00
申込期限：令和 6 年 11 月 20 日（水）	申込期限：令和 6 年 12 月 2 日（月）

受講日が異なる場合は申請用紙を別にしてください。

参加者氏名	フリガナ	<input type="checkbox"/> 会員（ 支部） <input type="checkbox"/> 非会員
	フリガナ	<input type="checkbox"/> 会員（ 支部） <input type="checkbox"/> 非会員
	フリガナ	<input type="checkbox"/> 会員（ 支部） <input type="checkbox"/> 非会員
勤務先又は 住所（自宅）	〒	TEL 又は携帯番号（ ） FAX（ ） E-mail（ ）
会社名又は所属先		TEL（ ） FAX（ ）